

P2~P3

「地元のために何かしたいけど、自分には何ができるかな？」

そうだ！サポセンに行こう！

P4~P5

市民活動お役立ち情報。

NPO法人は各種手続きをお忘れなく

P6

5年後の秋田を考える～全国一斉「地方創生」!

高齢者率日本一の秋田、こう創る～New!

編集スタッフのつぶやき!

今月の表紙「支え合おう心といのち」

お茶をして…お話を…心ほっこり。4月から「よこて和生の会」のコーヒーサロンが南部男女共同参画センターでオープンしています。きっかけは、横手市が平成24年から開催している心の健康づくりや自殺予防を目的にしたメンタルヘルスサポーター養成講座です。地域の方の心の支えになりたいという受講生有志の想いから、同会が立ち上がりました。月2回（第1、3火曜日 10～15時）「コーヒーサロン和生」を開いています。ふらっと癒しのひとときを過ごしてみませんか。（山本能道）

あんべ
いいな
秋田県

「地元のために何かしたいけど、自分には何かができるかな？」

そうだ！サポセンに行こう！

普段の暮らしの中で、「なんだか、おかしいな」「地域の中にこんなものがあれば、暮らしやすくなるのかな」と感じることはありませんか。

自分の得意なことやできるちよつとのことで、地域や誰かのためになれたら、とても素敵ですよ。

私たちの住むまちには、そんな想いを持って自分ができることから動き出している人がいます。志を持った住民（＝市民）による活動を「市民活動」と言います。

市民活動サポートセンターは、市民活動を応援する場所です。そして、地域や社会のためになるうという人、市民活動団体、企業、学校、行政等をつなぎ、それぞれが持つ知恵や技術、力を最大限に活かして活動できるように応援しています。

サポセンの事業と担当スタッフをご紹介します

高橋 茂

はつらつシニア発掘事業

シニアサポーター／

地域協働連携推進事業責任者



シニアが力を発揮できる機会の提供、地域課題解決のために多様な主体の連携を推進する事業を担当します。趣味はコーヒーを入れること。

楽しくゆるく興味を持つことから市民活動に参加してみませんか。新たな発見があるかもしれません。

今 拓也

地域協働連携推進事業

NPO派遣相談員



ボランティア・市民活動団体からの相談（コミュニティ・ビジネス*1支援）、企業の社会的責任に関する活動（CSR*2）の支援、他団体との協働に関するセミナー等を担当しています。趣味は夫婦で散歩すること。普段は通り過ぎて気づかないまちの変化を見て楽しんでいます。相談などお気軽にご連絡ください。

高城 憲子

南部市民活動サポートセンター

センター長



市民活動サポート業務の一貫として、主に市民活動団体の相談対応を担当します。趣味は孫と一緒に遊ぶこと。元気のもとです。市民活動団体のみなさんの活動が社会を豊かにしていると思います。一緒にがんばりましょう。

奥 ちひろ

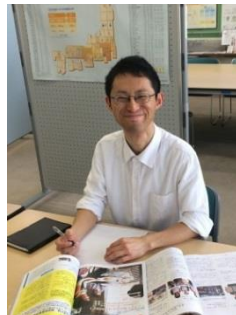
情報誌『ハンサン』編集長



市民活動サポート業務の一貫として、主に市民活動団体の情報の収集・発信に関する仕事を担当します。休日は家族と温泉に行ったりリフレッシュしています。今年の情報誌には、市民の方や高校生にも編集にあって頂くことで新鮮になると思います。お楽しみに。

山本 能道

情報誌『ハンサン』編集員



情報誌『ハンサン』のうち、団体や企業等の取材に関する記事を担当します。初めての仕事ですが、市民活動をされているみなさんの力になれるようがんばります。趣味は友達との食事。至福のひとつです。これからよろしくお願ひします。

*1 コミュニティビジネス／地域資源を活かしながら地域課題の解決をビジネス手法を用いて取り組むこと

*2 CSR／企業が営利追求のみならず、組織活動が社会へ与える影響に責任を持って取り組むこと

南部市民活動サポートセンターのご案内

所在地：横手市神明町 1-9

(南部男女共同参画センター併設)

電話番号：0182-33-7002

休館日：木曜日、年末年始

開館時間：平日 9:00～21:00

土日祝日 9:00～17:00



- 活動場所として使えます(オープンスペース、研修室、託児室)
- スタッフが活動に関する各種相談に応じます(無料)
- コピー機・印刷機が使えます(有料)製本等の作業スペースや備品もあります
- パソコン・プリンターが使えます(無料、時間・印刷枚数制限あり)
- 図書の閲覧、貸出ができます(無料、期間制限あり)
- 市民活動に関するチラシの設置、持ち出しができます
- セミナー等の開催会場としても使えます(一部有料)
- 市民活動に関する各種セミナーを開催します。



お茶っかも
置いてあるよ



駐車場には、
寄付付
自動販売機も



「ぶらっと」サポートセンターの中に入ってみよう

「南部市民活動サポートセンター」(以下…サポートセン)は横手市の中心部、昔、書店のあったラス張りの建物の中に入っています。建物の名前は、「南部男女共同参画センター」(愛称…南部ハーモニープラザ)。二つの機能が併設された施設です。横手市にありますが、県南7市町村を広く支援しています。横手駅から徒歩10分。最寄りのバス停は「神明町」。施設の前には広い駐車場があり、とても便利です。ぜひ「ぶらっと」遊びにいらしてください。

様々な個人・団体が利用しています

サポートセンは、様々な分野で活動する市民活動団体・ボランティアに利用されています。例えば、ミーティングスペースや会議室、託児室を活動の拠点として、様々な団体が定期的に利用しています。そのほかにも、コピー機や印刷機、パソコンを利用する方や、本を借りて読んでいる方、関心のあるイベント等のチラシを探しに来る方、活動に関する相談に来る方等、様々です。立ち寄った際、市民活動団体の気になる活動に遭遇することもあるかも。そんなときは、ぜひスタッフにお声がけください。(奥ちひろ、山本能道)

ごあいさつ

秋田県地域活力創造課
県民協働推進班



県では、地域におけるボランティア・市民活動を促進していくため、県内3地区の「市民活動サポートセンター」を

拠点として、NPO法人や市民活動団体等からの相談対応、コミュニケーションビジネスまたは企業の社会的責任(CSR活動)に関する支援、また、各種情報の提供及び発信業務などを実施しております。

また、様々な課題解決の支援や、効率的な市民活動支援事業、多様な主体(市民、NPO等、企業、行政等)との連携・協働による地域づくり活動支援なども担っております。

今後も、県内3地区で各々のサポートセンターを運営している中間支援組織と連携しながら、みなさまの市民活動をサポートしていきます。

■ ~ご注意ください~ 役員に関する届け出手続きを忘れずに

NPO法人の役員は、特定非営利活動促進法の定めにより理事3人以上、監事1人以上を置かなければなりません。また、その任期は「2年以内において定款の定める期間」とされています。NPO法人のみなさんは、自団体の定款を読み、役員の任期と選出方法を確認しましょう。

また、役員に関して、次の場合は速やかに所轄庁への届け出が必要となりますので、遅延なく提出しましょう。

■ 提出が必要な場合

- ① 役員の新任があった場合
 - ② 任期満了後同じ役員が再任された場合
 - ③ 役員が辞任した場合
 - ④ 任期途中で役員の改姓・改名、住所または居所の変更があった場合
- ※代表権を有する理事（理事長等）について、辞任や新任、再任などの変更が生じた場合は、2週間以内に法務局で登記が必要となりますので、ご注意ください

■ 提出が必要な書類

- ① 役員変更等届出書
- ② 変更後の役員名簿
- ③ 新任役員の就任承諾書及び誓約書（※新任の場合のみ）
- ④ 新任役員の住所または居所を証する書面（住民票の写し）（※新任の場合のみ）

■ ~開催時期に注意~ 総会と報告書提出、役員改正の関係

総会は、NPO法人にとって一番大切な意思決定機関です。団体の理事は、特定非営利活動促進法の定めにより、少なくとも毎年一回、必ず開催しなければなりません。総会の役割やルール、決議事項は、各団体の定款に記載されていますので、必ず確認しましょう。

多くの法人は、事業報告や決算の承認、役員決定を総会の議決事項としているのではないのでしょうか。その場合、それらの承認を得てから事業報告書等を所轄庁へ、役員変更届を法務局へ提出することとなりますので、総会を開く時期が重要となります。例えば事業年度が3月までの法人の場合は、6月30日までの報告書の提出が義務づけられていますので、遅くとも6月上旬までには総会を開かなければ提出日に遅れる恐れが出てきます。遅延のないよう、余裕を持って理事会・総会のスケジュールを立てましょう。

■ ~忘れていませんか？~ 「資産の変更登記」が必要です

「資産の額」に変更があった場合、毎事業年度末日から2か月以内に法務局への登記を行う義務があります。活動している法人にとっては、毎年度ごとに必要となるでしょう。この手続きをはじめ、NPO法人の義務については提出先から特別な案内がない場合もありますので、法人が自発的に行う必要があります。忘れずに行いましょう。

詳細は、サポセンや法務局へお問合せください。



THEMA

NPO法人は各種手続きをお忘れなく

近年、少しずつではありますが「NPO」という言葉も浸透し、市民や企業などから寄付や支援を頂く市民活動団体も表れるようになってきました。市民活動への理解が深まるに従って、団体側には活動状況をきちんと公開・報告することが求められるようになってきています。特に契約の主体ともなれるNPO法人については、情報公開の義務が法律（特定非営利活動促進法）で定められていますので、お気をつけください。（奥ちひろ）

■ 事業報告書の提出はお済みですか？ ～3年以上未提出の法人は、法人格取り消し処分も～

NPO法人は、事業年度終了後三か月以内に、所轄庁（秋田県）に事業報告書を提出することが法律（特定非営利活動促進法）で義務づけられています。

未提出の法人には、罰金が発生することがあります。また、3年以上提出のない場合は、NPO法人の認証が取り消される可能性があります。以下の期限を守って、忘れずに提出しましょう。

事業年度別報告書の提出期限例

事業年度	報告書提出期限
平成26年4月1日～平成27年3月31日	⇒ 平成27年6月30日
平成26年1月1日～平成26年12月31日	⇒ 平成27年3月31日
平成26年7月1日～平成27年6月30日	⇒ 平成27年9月30日

■ 報告書を提出する理由とメリット

報告書の提出を「やらなければならないもの」だと捉えると、苦しく感じる方もいるかもしれません。しかし、提出することで得られる大きなメリットもあります。

● メリット

- ・ 会員や寄付者、利害関係者等へ報告することで、信頼関係を構築・維持することができ、今後の継続的な応援につながる。
- ・ 広く市民^{*1}に報告することで、新たな支援者や受益者の獲得につながる。

● 提出する理由

- ・ 報告書を受け取った所轄庁は、報告書を広く公開^{*2}することで、団体活動の是非を市民の判断にゆだねる。

■ 提出が必要な書類

- ① 書類を提出する旨を記した書類
「事業報告書等提出書」（1部）
- ② 活動内容について文章や写真を用いて記した書類
「事業報告書」（2部）
- ③ 活動にかかる会計や財産について記した書類
「活動計算書」「貸借対照表」「財産目録」（各2部）
- ④ 理事や正会員の名簿
「年間役員名簿」「社員名簿」（各2部）

*1 市民／志を持った市民のこと

*2 公開方法／

- ・ 内閣府ホームページ等への掲載
- ・ 市民から事業報告書の閲覧請求があった場合、閲覧・謄写させる。

※ 団体も事業報告書を事務所に保管し、同様の請求があった場合には閲覧させなければならない。

5年後の秋田を考える

～全国一斉「地方創生」！高齢者率日本一の秋田、こう創る～

テレビや新聞を見ると「地方創生」という言葉が叫ばれています。私たちの住むまちにとっても、他人事ではありません。今、国がいう「地方創生」のもとに具体的にどのような取り組みが行われようとしているのか、秋田県総合政策課から伺いました。

活力ある秋田の創生に向けた秋田版「総合戦略」の策定について

秋田県企画振興部総合政策課

副主幹 鈴木 雄輝さん

1 地方創生の背景

地方創生が国家的課題としてクローズアップされていますが、これは地方における人口減少が著しく、このままでは国家の存立にも影響を与えかねないといった危機感が急速に高まったことによります。特に、昨年5月に日本創成会議が公表した「若年女性(20～39歳)人口が、2040年までの30年間で5割以上減少する市町村は、896(全体の約半数)にのぼり、これらの市町村は将来的に消滅する可能性が高い」とするレポートは、大きな波紋を呼びました。^{*1}

こうしたことが呼び水となって、国が本格的な人口問題対策に乗り出し、昨年末に「まち・ひと・しごと創生法」を制定し、人口減少の克服と活力ある地域社会の維持等に向けた「まち・ひと・しごと創生総合戦略」(平成27～31年度)が策定されました。一方で、地方自治体も地方版「総合戦略」の策定と実行により、自らの問題として地方創生に取り組むこととし、そうした自治体に国が財政支援を講じることとしたため、全国各地で地方創生に向けた取組が始まっています。

2 秋田県の対応

県では、昨年5月から総合的な人口問題対策に取り組んでおり、庁内若手中堅職員からなるプロジェクトチームを中心に、人口減少要因分析や将来推計等を行い、「秋田の人口問題レポート」をとりまとめたところ。こうした調査・分析結果を踏まえ、できるだけ早期に、大胆かつ実効性ある対策を総合的に実施するため、今年10月を目処に秋田版「総合戦略」(平成27～31年度)を策定することとしています。

3 秋田版「総合戦略」の方向性

総合戦略の策定に当たっては、「日本になくはならない秋田、自立する秋田」を目指し、官民一体となり、次の4つの基本的な視点と目標に沿って、有形無形の資源を最大限に活用した取組を進めていきます。

- (1) 東京圏等への人口流出に歯止めをかける「雇用創出のための産業振興」
- (2) 東京圏等から秋田への人の流れをつくる「移住定住対策」
- (3) 若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる「少子化対策」
- (4) 時代に合った地域をつくり、くらしの安全を守る「新たな地域社会の形成」

4 今後の動き

具体的な施策や数値目標については、現在、検討を重ねており、有識者会議や各分野の関係者との意見交換、地域振興局単位のワークショップ、シンポジウム、パブリックコメント等を実施し、幅広い分野や年齢層の県民の皆さんの意見を反映させることとしています。

「秋田の創生」を実現するため、皆さんの御協力をお願いします。

^{*1} 秋田県では大潟村を除くすべての市町村が消滅すると予測された

このコーナーは、秋田版総合戦略が策定される秋口までお送りします。次号からは、県が掲げる4つの方向性について、現場で活動している市民活動団体等からのご意見・ご提言を掲載していきます。

編集スタッフの VOL.01 つぶやき

編集長
奥 ちひろ

「長く取材や記事の執筆から離れていましたが、今年度、また担当させて頂くことになりました。地域で活動されている方々とお会いできることが、今から楽しみです。

「ここ数年、複数の団体から「次世代の育成をどうするか」「自身が引退するにあたり、引き継ぎをどうするか」という悩みを伺うことがあり、団体の中核となるメンバーを増やすために、一般の方と市民活動との「深い接点」づくりをしなければならぬと感じていました。その一環として、今年のハンサンの編集にボランティア・市民活動団体と関わりのなかった高校生や市民の方にも関わって頂く等、市民活動を知って触れて頂けるような取り組みに挑戦したいと思います。今年度も、どうぞよろしくお願い致します。

秋田県ボランティア・NPO 活動ニュース県南版

ハンサン

2015年5月10日発行
5月号 VOL.101

発行：秋田県企画振興部地域活力創造課

〒010-8570 秋田市山王西四丁目1-1 TEL.018-860-1245

編集：特定非営利活動法人秋田県南 NPO センター (南部市民活動サポートセンター)

〒013-0046 横手市神明町1-9

TEL.0182-33-7002 FAX.0182-33-7038

南部市民活動サポートセンター

【相談受付】月・火・水・金 9:00～18:00
土 9:00～17:00

【休館日】木曜日・年末年始(12/29～1/3)

〒013-0046 横手市神明町1-9

TEL.0182-33-7002 FAX.0182-33-7038

E-mail:ssc7002@luck.ocn.ne.jp

http://www.akita-kenmin.jp/hg030001

